

平成28年度における四国地区の下請法の運用状況等について（概要）

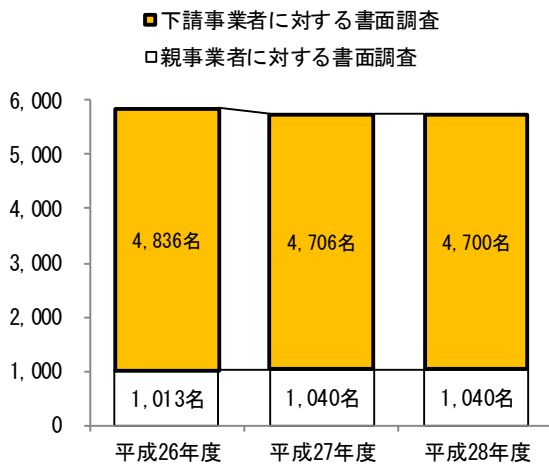
平成29年6月8日
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所四国支所

第1 下請法の運用状況

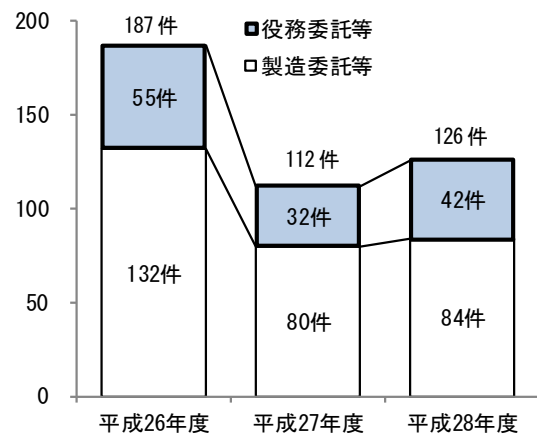
1 書面調査の実施状況

- (1) 親事業者に対する書面調査
1,040名（製造委託等^{（注1）}723名，役務委託等^{（注2）}317名）
 - (2) 下請事業者に対する書面調査
4,700名（製造委託等3,408名，役務委託等1,292名）
- （注1） 製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。
（注2） 情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

書面調査の実施状況



措置件数



2 下請法違反被疑事件の処理状況

- (1) 措置件数126件（前年度比12.5%増）
指導：126件（製造委託等84件，役務委託等42件）

- (2) 違反行為の類型別件数^{（注）}
 - ア 手続規定違反（下請法第3条又は第5条違反）
117件（製造委託等83件，役務委託等34件）
 - イ 実体規定違反（下請法第4条違反）
85件（製造委託等58件，役務委託等27件）

〈主な違反行為類型〉

- ① 下請代金の支払遅延（46件）
- ② 買ったたき（19件）
- ③ 下請代金の減額及び割引困難な手形の交付（9件）

（注） 1件の事件において複数の違反行為類型について措置を採っている場合があるので，手続規定違反及び実体規定違反の件数の合計と上記(1)の措置件数とは一致しない。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 四国支所 下請課
電話087-812-5760（直通）
ホームページ http://www.jftc.go.jp/regional_office/shikoku/

第2 企業間取引の公正化への取組

- 1 下請法及び優越的地位の濫用規制に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした「基礎講習会」を実施している。平成28年度は、同講習会を4県9会場で実施した。
- 2 毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、四国経済産業局と共同して、下請法の概要等を説明する下請取引適正化推進講習会を実施している。平成28年度は、同講習会を4県4会場（うち公正取引委員会主催分2県2会場）で実施した。